

令和5年度 教育委員会 第18回定例会 議案

1 日 時 令和5年12月20日（水） 午後1時00分

2 場 所 教育委員会議室

3 日 程

(1) 開 会

(2) 議 案

- | | | |
|--------|---|-----|
| 第31号議案 | 静岡県立高等学校学則及び静岡県立高等学校学則の一部を
改正する規則の一部を改正する規則の制定 | … 1 |
| 第32号議案 | 静岡県立中学校学則及び静岡県立中学校学則の一部を改正
する規則の一部を改正する規則の制定 | …14 |
| 第33号議案 | 静岡県立特別支援学校学則及び静岡県立特別支援学校学則
の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定 | …25 |

(3) 報告事項

(4) 閉 会

第 31 号議案

静岡県立高等学校学則及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の
一部を改正する規則の制定

静岡県立高等学校学則及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を
改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 12 月 20 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県立高等学校学則及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の
一部を改正する規則の制定について

1 改正の理由及び概要

浜松市の行政区再編に伴い、所要の改正を行う。（別表第1関係）

2 施行期日

静岡県立高等学校学則の一部改正については、令和6年1月1日から施行する。

静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部改正については、公布日から施行する。

静岡県立高等学校学則及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月 日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立高等学校学則及び静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
(静岡県立高等学校学則の一部改正)

第1条 静岡県立高等学校学則(昭和28年静岡県教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「浜松市中央区」、「浜松市東区」、「浜松市西区」及び「浜松市南区」を「浜松市中央区」に改め、同表中「浜松市浜北区」を「浜松市浜名区」に改め、同表静岡県立浜松工業高等学校の項中「浜松市北区」を「浜松市中央区」に改め、同表静岡県立浜松湖北高等学校の項中「浜松市北区」を「浜松市浜名区」に改める。

(静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則(令和5年静岡県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「浜松市中央区」、「浜松市東区」、「浜松市西区」及び「浜松市南区」を「浜松市中央区」に改め、同表中「浜松市浜北区」を「浜松市浜名区」に改め、同表静岡県立浜松工業高等学校の項中「浜松市北区」を「浜松市中央区」に改め、同表静岡県立浜松湖北高等学校の項中「浜松市北区」を「浜松市浜名区」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(参考資料)

新 旧 対 照 表

静岡県立高等学校学則及び静岡県立高等学校学則の
一部を改正する規則の一部を改正する規則

規則名 静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）

改 正 前

（第1条関係）

別表第1（第5条関係）

1 学年制による課程を設ける高等学校

名 称	全 日 制 の 課 程					定 時 制 の 課 程					所在地		
	学 科	生 徒 定 員				学 科	昼 夜 別	生 徒 定 員					
		第1 学年	第2 学年	第3 学年	計			第1 学年	第2 学年	第3 学年		第4 学年	計
静岡県立下田 高等学 校	普 通 理 数	120 40	160 40	160 40	440 120	普 通 夜		40	40	40	40	160	下田市蓮台寺 152
南伊豆分校	園 芸	40	40	40	120								賀茂郡南伊豆町 石井58
(略)													
静岡県立浜松 北高等学 校	普 通 国 際	320 40	320 40	320 40	960 120	普 通 夜		40	40	40	40	160	浜松市 中区 広沢 一丁目30-1
静岡県立浜松 西高等学 校	普 通	240	240	240	720								浜松市 中区 西伊 場町3-1
静岡県立浜松 南高等学 校	普 通 理 数	320 40	320 40	280 40	920 120								浜松市 南区 米津 町961
静岡県立浜松 湖東高等学 校	普 通	280	280	280	840								浜松市 西区 大人 見町3600
静岡県立浜松 湖南高等学 校	普 通 英 語	280 40	280 40	280 40	840 120								浜松市 西区 馬郡 町3791-1
静岡県立浜松 江之島高等学 校	普 通 芸 術	160 40	160 40	160 40	480 120								浜松市 南区 江之 島町630-1
静岡県立浜松 東高等学 校	普 通 情報ビジネス 総合ビジネス	160 80 80	160 80 80	120 80 80	440 240 240								浜松市 東区 筥井 新田町1442
静岡県立浜松 工業高等学 校	機 械 電 気 情 報 技 術 建 築 土 木 デ ザ イ ン システム化学 理 数 工 学	80 40 40 40 40 40 40 40	80 40 40 40 40 40 40 40	80 40 40 40 40 40 40 40	240 120 120 120 120 120 120 120	工 業 技 術 夜		40	40	40	40	160	浜松市 北区 初生 町1150
静岡県立浜松 城北工業高等学 校	機 械 電 子 機 械 電 気 電 子	120 40 40 80	120 40 40 80	120 40 40 80	360 120 120 240								浜松市 中区 住吉 五丁目16-1

対 照 表

改 正 後

(第1条関係)

別表第1 (第5条関係)

1 学年制による課程を設ける高等学校

名 称	全 日 制 の 課 程					定 時 制 の 課 程					所在地		
	学 科	生 徒 定 員				学 科	昼 夜 別	生 徒 定 員					
		第1 学年	第2 学年	第3 学年	計			第1 学年	第2 学年	第3 学年		第4 学年	計
静岡県立下田 高等学 校	普 通 理 数	120 40	160 40	160 40	440 120	普 通 夜		40	40	40	40	160	下田市蓮台寺 152
南伊豆分校	園 芸	40	40	40	120								賀茂郡南伊豆町 石井58
(略)													
静岡県立浜松 北高等学 校	普 通 国 際	320 40	320 40	320 40	960 120	普 通 夜		40	40	40	40	160	浜松市中央区広沢 一丁目30-1
静岡県立浜松 西高等学 校	普 通	240	240	240	720								浜松市中央区西伊 場町3-1
静岡県立浜松 南高等学 校	普 通 理 数	320 40	320 40	280 40	920 120								浜松市中央区米津 町961
静岡県立浜松 東高等学 校	普 通	280	280	280	840								浜松市中央区大人 見町3600
静岡県立浜松 南高等学 校	普 通 英 語	280 40	280 40	280 40	840 120								浜松市中央区馬郡 町3791-1
静岡県立浜松 江之島高等 学 校	普 通 芸 術	160 40	160 40	160 40	480 120								浜松市中央区江之 島町630-1
静岡県立浜松 東高等学 校	普 通 情報ビジネス 総合ビジネス	160 80 80	160 80 80	120 80 80	440 240 240								浜松市中央区笠井 新田町1442
静岡県立浜松 工業高等学 校	機 械	80	80	80	240	工 業 技 術	夜	40	40	40	40	160	浜松市中央区初生 町1150
	電 気	40	40	40	120								
	情 報 技 術	40	40	40	120								
	建 築	40	40	40	120								
	土 木	40	40	40	120								
	デ ザ イン	40	40	40	120								
	システム化学 理 数 工 学	40 40	40 40	40 40	120 120								
静岡県立浜松 城北工業高 等学 校	機 械 電 子 機 械 電 気 電 子	120 40 40 80	120 40 40 80	120 40 40 80	360 120 120 240							浜松市中央区住吉 五丁目16-1	

新 旧

規則名 静岡県立高等学校学則（昭和28年静岡県教育委員会規則第3号）

改 正 前

静岡県立浜松商業高等学校	情報処理 商 業	80 240	80 240	80 240	240 720										浜松市中央区文丘町4-11
静岡県立浜名高等学校	普 通	360	360	360	1080	普通	夜	40	40	40	40	160			浜松市浜北区西美園2939-1
静岡県立浜北西高等学校	普 通	280	280	280	840										浜松市浜北区新原4175-1
静岡県立浜松湖北高等学校	普 通	160	160	160	480										浜松市北区引佐町金指1428
	産業マネジメント I	40	40	40	120										
	産業マネジメント II	80	80	80	240										
	産業マネジメント III	40	40	40	120										
佐久間分校	普 通	40	40	40	120										浜松市天竜区佐久間町中部683-1
(略)															
静岡県立湖西高等学校	普 通	160	160	160	480										湖西市鷺津1510-2

2 単位制による課程を設ける高等学校

名 称	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程		所在地
	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	
静岡県立伊豆総合高等学校	総 合	280					伊豆市牧之郷892
(略)							
静岡県立浜松大平台高等学校	総 合	480	普 通	800			浜松市西区大平台四丁目25-1
(略)							
静岡県立静岡中央高等学校			普 通	960	普 通	4000	静岡市葵区城北二丁目29-1

対 照 表

改 正 後

静岡県立浜松商業高等学校	情報処理 商業	80 240	80 240	80 240	240 720										浜松市中央区文丘町4-11
静岡県立浜名高等学校	普通	360	360	360	1080	普通	夜	40	40	40	40	160			浜松市浜名区西美園2939-1
静岡県立浜北西高等学校	普通	280	280	280	840										浜松市浜名区新原4175-1
静岡県立浜松湖北高等学校	普通	160	160	160	480										浜松市浜名区引佐町金指1428
	産業マネジメントⅠ	40	40	40	120										
	産業マネジメントⅡ	80	80	80	240										
	産業マネジメントⅢ	40	40	40	120										
佐久間分校	普通	40	40	40	120										浜松市天竜区佐久間町中部683-1
(略)															
静岡県立湖西高等学校	普通	160	160	160	480										湖西市鷺津1510-2

2 単位制による課程を設ける高等学校

名 称	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程		所在地
	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	
静岡県立伊豆総合高等学校	総 合	280					伊豆市牧之郷892
(略)							
静岡県立浜松大平台高等学校	総 合	480	普 通	800			浜松市中央区大平台四丁目25-1
(略)							
静岡県立静岡中央高等学校			普 通	960	普 通	4000	静岡市葵区城北二丁目29-1

新 旧

規則名 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則（令和5年静岡県教育委員会規則第9号）

改 正 前

（第2条関係）

別表第1（第5条関係）

1 学年制による課程を設ける高等学校

名 称	全 日 制 の 課 程					定 時 制 の 課 程						所在地	
	学 科	生 徒 定 員				学科	昼 夜 別	生 徒 定 員					計
		第1 学年	第2 学年	第3 学年	計			第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年		
静岡県立下田 高等学 校	普通 理 数	120 40	120 40	160 40	400 120	普通	夜	40	40	40	40	160	下田市蓮台寺 152
南伊豆分校	園 芸	40	40	40	120								賀茂郡南伊豆町 石井58
(略)													
静岡県立浜松 北高等学 校	普 通 国 際	320 40	320 40	320 40	960 120	普通	夜	40	40	40	40	160	浜松市 <u>中区</u> 広沢 一丁目30-1
静岡県立浜松 西高等学 校	普 通	240	240	240	720								浜松市 <u>中区</u> 西伊 場町3-1
静岡県立浜松 南高等学 校	普 通 理 数	320 40	320 40	320 40	960 120								浜松市 <u>南区</u> 米津 町961
静岡県立浜松 湖東高等学 校	普 通	280	280	280	840								浜松市 <u>西区</u> 大人 見町3600
静岡県立浜松 湖南高等学 校	普 通 英 語	280 40	280 40	280 40	840 120								浜松市 <u>西区</u> 馬郡 町3791-1
静岡県立浜松 江之島高等学 校	普 通 芸 術	120 40	160 40	160 40	440 120								浜松市 <u>南区</u> 江之 島町630-1
静岡県立浜松 東高等学 校	普 通 情報ビジネス 総合ビジネス	160 40 80	160 80 80	160 80 80	480 200 240								浜松市 <u>東区</u> 笠井 新田町1442
静岡県立浜松 工業高等学 校	機 械 電 気 情 報 技 術 建 築 土 木 デ ザ イン システム化学 理 数 工 学	80 40 40 40 40 40 40 40	80 40 40 40 40 40 40 40	80 40 40 40 40 40 40 40	240 120 120 120 120 120 120 120	工業 技術	夜	40	40	40	40	160	浜松市 <u>北区</u> 初生 町1150
静岡県立浜松 城北学 校	機 械 電 子 機 械 電 気 電 子	80 40 40 80	120 40 40 80	120 40 40 80	320 120 120 240								浜松市 <u>中区</u> 住吉 五丁目16-1

対 照 表

改 正 後

(第2条関係)

別表第1 (第5条関係)

1 学年制による課程を設ける高等学校

名 称	全 日 制 の 課 程					定 時 制 の 課 程						所在地	
	学 科	生 徒 定 員				学科	昼 夜 別	生 徒 定 員					計
		第1 学年	第2 学年	第3 学年	計			第1 学年	第2 学年	第3 学年	第4 学年		
静 岡 県 立 下 田 高 等 学 校	普 通 理 数	120 40	120 40	160 40	400 120	普 通	夜	40	40	40	40	160	下田市蓮台寺 152
南 伊 豆 分 校	園 芸	40	40	40	120								賀茂郡南伊豆町 石井58
(略)													
静 岡 県 立 浜 松 北 高 等 学 校	普 通 国 際	320 40	320 40	320 40	960 120	普 通	夜	40	40	40	40	160	浜松市中央区広沢 一丁目30-1
静 岡 県 立 浜 松 西 高 等 学 校	普 通	240	240	240	720								浜松市中央区西伊 場町3-1
静 岡 県 立 浜 松 南 高 等 学 校	普 通 理 数	320 40	320 40	320 40	960 120								浜松市中央区米津 町961
静 岡 県 立 浜 松 湖 東 高 等 学 校	普 通	280	280	280	840								浜松市中央区大人 見町3600
静 岡 県 立 浜 松 湖 南 高 等 学 校	普 通 英 語	280 40	280 40	280 40	840 120								浜松市中央区馬郡 町3791-1
静 岡 県 立 浜 松 江 之 島 高 等 学 校	普 通 芸 術	120 40	160 40	160 40	440 120								浜松市中央区江之 島町630-1
静 岡 県 立 浜 松 東 高 等 学 校	普 通 情報ビジネス 総合ビジネス	160 40 80	160 80 80	160 80 80	480 200 240								浜松市中央区笠井 新田町1442
静 岡 県 立 浜 松 工 業 高 等 学 校	機 械 電 気 情 報 技 術 建 築 土 木 デ ザ イ ン システム化学 理 数 工 学	80 40 40 40 40 40 40 40	80 40 40 40 40 40 40 40	80 40 40 40 40 40 40 40	240 120 120 120 120 120 120 120	工 業 技 術	夜	40	40	40	40	160	浜松市中央区初生 町1150
静 岡 県 立 浜 松 城 北 工 業 高 等 学 校	機 械 電 子 機 械 電 気 電 子	80 40 40 80	120 40 40 80	120 40 40 80	320 120 120 240								浜松市中央区住吉 五丁目16-1

新 旧

規則名 静岡県立高等学校学則の一部を改正する規則（令和5年静岡県教育委員会規則第9号）

改 正 前

静岡県立浜松商業高等学校	情報処理 商業	80 240	80 240	80 240	240 720											浜松市 中区 文丘町4-11
静岡県立浜名高等学校	普 通	360	360	360	1080	普通	夜	40	40	40	40	160				浜松市 浜北区 西美菌2939-1
静岡県立浜北西高等学校	普 通	280	280	280	840											浜松市 浜北区 新原4175-1
静岡県立浜松湖北高等学校	普 通	120	160	160	440											浜松市 北区 引佐町金指1428
	産業マネジメント I	40	40	40	120											
	産業マネジメント II	80	80	80	240											
	産業マネジメント III	40	40	40	120											
佐久間分校	普 通	40	40	40	120											浜松市天竜区佐久間町中部683-1
(略)																
静岡県立湖西高等学校	普 通	120	160	160	440											湖西市鷺津1510-2

2 単位制による課程を設ける高等学校

名 称	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程		所在地
	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	
静岡県立伊豆総合高等学校	総 合	240					伊豆市牧之郷892
(略)							
静岡県立浜松大平台高等学校	総 合	480	普 通	760			浜松市 西区 大平台四丁目25-1
(略)							
静岡県立ふじのくに国際高等学校			普 通	160			島田市金谷根岸町35

対 照 表

改 正 後

静岡県立浜松商業高等学校	情報処理 商業	80 240	80 240	80 240	240 720										浜松市中央区文丘町4-11
静岡県立浜名高等学校	普 通	360	360	360	1080	普通	夜	40	40	40	40	160			浜松市浜名区西美菌2939-1
静岡県立浜北高等学校	普 通	280	280	280	840										浜松市浜名区新原4175-1
静岡県立浜松湖北高等学校	普 通	120	160	160	440										浜松市浜名区引佐町金指1428
	産業マネジメント I	40	40	40	120										
	産業マネジメント II	80	80	80	240										
	産業マネジメント III	40	40	40	120										
佐久間分校	普 通	40	40	40	120										浜松市天竜区佐久間町中部683-1
(略)															
静岡県立湖西高等学校	普 通	120	160	160	440										湖西市鷺津1510-2

2 単位制による課程を設ける高等学校

名 称	全日制の課程		定時制の課程		通信制の課程		所在地
	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	学 科	生徒定員	
静岡県立伊豆総合高等学校	総 合	240					伊豆市牧之郷892
(略)							
静岡県立浜松大平台高等学校	総 合	480	普 通	760			浜松市中央区大平台四丁目25-1
(略)							
静岡県立ふじのくに国際高等学校			普 通	160			島田市金谷根岸町35

静岡県立高等学校学則及び静岡県立中学校学則等の改正

(高校教育課)

1 概要

令和6年1月1日付で予定されている浜松市の行政区再編に伴い、「県立高等学校学則」及び「県立中学校学則」等における県立高等学校・中等部の住所表記を改正する。

2 改正対象の規則とその内容、項目

改正対象の規則	内容	項目
県立高等学校学則	各高校の名称、生徒定員、 <u>所在地</u> 等	浜松市に設置されている各高校の <u>所在地</u>
県立高等学校学則の一部を改正する規則	学則記載内容（各高校の <u>所在地</u> を含む）のうち、令和6年度生徒募集計画策定に伴い、令和5年11月に生徒定員を変更したもの	
県立中学校学則	各中学校の名称、生徒定員、 <u>所在地</u> 等	浜松市に設置されている県立高校中等部の <u>所在地</u>
県立中学校学則の一部を改正する規則	学則記載内容（各中学校の <u>所在地</u> を含む）のうち、35人学級導入に伴い、令和5～7年度の生徒定員を令和4年7月に変更したもの	

3 対象となる学校

学校名	現在の住所	改正後 (R6.1.1以降)
浜松北	浜松市中区	浜松市 <u>中央区</u>
浜松西(含中等部)		
浜松城北工業		
浜松商業		
浜松南	浜松市南区	
浜松江之島	浜松市西区	
浜松湖東		
浜松湖南		
浜松大平台	浜松市東区	
浜松東		
浜松工業	浜松市北区	浜松市 <u>浜名区</u>
浜名	浜松市浜北区	
浜北西		
浜松湖北	浜松市 <u>北区</u>	

※浜松市天竜区に所在する静岡県立天竜高等学校、同春野校舎及び浜松湖北高等学校佐久間分校は対象外

第 32 号議案

静岡県立中学校学則及び静岡県立中学校学則の一部を改正する規則の
一部を改正する規則の制定

静岡県立中学校学則及び静岡県立中学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和 5 年 12 月 20 日提出

静岡県教育委員会教育長

静岡県立中学校学則及び静岡県立中学校学則の一部を改正する規則の
一部を改正する規則の制定について

1 改正の理由及び概要

浜松市の行政区再編に伴い、所要の改正を行う。（第2条関係）

2 施行期日

静岡県立中学校学則の一部改正については、令和6年1月1日から施行する。

静岡県立中学校学則の一部を改正する規則の一部改正については、公布日から施行する。

静岡県立中学校学則及び静岡県立中学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月 日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立中学校学則及び静岡県立中学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則
(静岡県立中学校学則の一部改正)

第1条 静岡県立中学校学則(平成13年静岡県教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第2条の表静岡県立浜松西高等学校中等部の項中「浜松市中区」を「浜松市中央区」に改める。

(静岡県立中学校学則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 静岡県立中学校学則の一部を改正する規則(令和4年静岡県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち静岡県立中学校学則第2条の表静岡県立浜松西高等学校中等部の項中「浜松市中区」を「浜松市中央区」に改める。

第3条のうち静岡県立中学校学則第2条の表静岡県立浜松西高等学校中等部の項中「浜松市中区」を「浜松市中央区」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(参考資料)

新 旧 対 照 表

静岡県立中学校学則及び静岡県立中学校学則の
一部を改正する規則の一部を改正する規則

新 旧

規則名 静岡県立中学校学則（平成 13 年静岡県教育委員会規則第 14 号）

改 正 前

（第 1 条関係）

（中学校の名称、生徒定員及び所在地）

第 2 条 中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。

名 称	生徒定員				所在地
	第 1 学年	第 2 学年	第 3 学年	計	
静岡県立清水南高等学校中等部	105	120	120	345	静岡市清水区折戸 3 丁目 2 ー 1
静岡県立浜松西高等学校中等部	140	160	160	460	浜松市 中区 西伊場町 3 ー 1
静岡県立ふじのくに中学校 三島教室					磐田市中泉 1 丁目 6 ー 16
					三島市文教町 1 丁目 3 ー 93

対 照 表

改 正 後

(第1条関係)

(中学校の名称、生徒定員及び所在地)

第2条 中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。

名 称	生徒定員				所在地
	第1学年	第2学年	第3学年	計	
静岡県立清水南高等学校中等部	105	120	120	345	静岡市清水区折戸3丁目2-1
静岡県立浜松西高等学校中等部	140	160	160	460	浜松市中央区西伊場町3-1
静岡県立ふじのくに中学校 三島教室					磐田市中泉1丁目6-16
					三島市文教町1丁目3-93

新 旧

規則名 静岡県立中学校学則の一部を改正する規則（令和4年静岡県教育委員会規則第11号）

改 正 前

（第2条関係）

第2条 静岡県立中学校学則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（中学校の名称、生徒定員及び所在地）

第2条 中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。

名 称	生徒定員				所在地
	第1学年	第2学年	第3学年	計	
静岡県立清水南高等学校中等部	105	105	120	330	静岡市清水区折戸3丁目2-1
静岡県立浜松西高等学校中等部	140	140	160	440	浜松市 中区 西伊場町3-1
静岡県立ふじのくに中学校					磐田市中泉1丁目6-16
三島教室					三島市文教町1丁目3-93

対 照 表

改 正 後

(第2条関係)

第2条 静岡県立中学校学則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(中学校の名称、生徒定員及び所在地)

第2条 中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。

名 称	生徒定員				所在地
	第1学年	第2学年	第3学年	計	
静岡県立清水南高等学校中等部	105	105	120	330	静岡市清水区折戸3丁目2-1
静岡県立浜松西高等学校中等部	140	140	160	440	浜松市中央区西伊場町3-1
静岡県立ふじのくに中学校					磐田市中泉1丁目6-16
三島教室					三島市文教町1丁目3-93

新 旧

規則名 静岡県立中学校学則の一部を改正する規則（令和4年静岡県教育委員会規則第11号）

改 正 前

第3条 静岡県立中学校学則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（中学校の名称、生徒定員及び所在地）

第2条 中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。

名 称	生徒定員				所在地
	第1学年	第2学年	第3学年	計	
静岡県立清水南高等学校中等部	105	105	105	315	静岡市清水区折戸3丁目2-1
静岡県立浜松西高等学校中等部	140	140	140	420	浜松市 中区 西伊場町3-1
静岡県立ふじのくに中学校					磐田市中泉1丁目6-16
三島教室					三島市文教町1丁目3-93

対 照 表

改 正 後

第3条 静岡県立中学校学則の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(中学校の名称、生徒定員及び所在地)

第2条 中学校の名称、生徒定員及び所在地については、次のとおりとする。

名 称	生徒定員				所在地
	第1学年	第2学年	第3学年	計	
静岡県立清水南高等学校中等部	105	105	105	315	静岡市清水区折戸3丁目2-1
静岡県立浜松西高等学校中等部	140	140	140	420	浜松市中央区西伊場町3-1
静岡県立ふじのくに中学校					磐田市中泉1丁目6-16
三島教室					三島市文教町1丁目3-93

静岡県立高等学校学則及び静岡県立中学校学則等の改正

(高校教育課)

1 概要

令和6年1月1日付で予定されている浜松市の行政区再編に伴い、「県立高等学校学則」及び「県立中学校学則」等における県立高等学校・中等部の住所表記を改正する。

2 改正対象の規則とその内容、項目

改正対象の規則	内容	項目
県立高等学校学則	各高校の名称、生徒定員、 <u>所在地</u> 等	浜松市に設置されている各高校の <u>所在地</u>
県立高等学校学則の一部を改正する規則	学則記載内容（各高校の <u>所在地</u> を含む）のうち、令和6年度生徒募集計画策定に伴い、令和5年11月に生徒定員を変更したもの	
県立中学校学則	各中学校の名称、生徒定員、 <u>所在地</u> 等	浜松市に設置されている県立高校中等部の <u>所在地</u>
県立中学校学則の一部を改正する規則	学則記載内容（各中学校の <u>所在地</u> を含む）のうち、35人学級導入に伴い、令和5～7年度の生徒定員を令和4年7月に変更したもの	

3 対象となる学校

学校名	現在の住所	改正後 (R6.1.1以降)
浜松北	浜松市中区	浜松市 <u>中央区</u>
浜松西(含中等部)		
浜松城北工業		
浜松商業		
浜松南	浜松市南区	
浜松江之島	浜松市西区	
浜松湖東		
浜松湖南		
浜松大平台	浜松市東区	
浜松東		
浜松工業	浜松市北区	浜松市 <u>浜名区</u>
浜名	浜松市浜北区	
浜北西		
浜松湖北	浜松市北区	

※浜松市天竜区に所在する静岡県立天竜高等学校、同春野校舎及び浜松湖北高等学校佐久間分校は対象外

第 33 号議案

静岡県立特別支援学校学則及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の制定について

1 改正の理由及び概要

浜松市の行政区再編に伴い、所要の改正を行う。(別表第 1 関係)

2 施行期日

- (1) 静岡県立特別支援学校学則の一部改正については、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- (2) 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の一部改正については、公布日から施行する。

令和 5 年 12 月 20 日提出

静岡県教育委員会教育長

(件名)

静岡県立特別支援学校学則の改正

(特別支援教育課)

1 概要

令和6年1月1日付で予定されている浜松市の行政区再編に伴い、「県立特別支援学校学則」における県立特別支援学校の住所表記を改正する。

2 改正対象の規則とその内容、項目

改正対象の規則	内 容	項 目
県立特別支援学校学則	各特別支援学校の名称、生徒定員、 <u>所在地</u> 等	浜松市に設置されている各特別支援学校の <u>所在地</u>
県立特別支援学校学則の一部を改正する規則	学則記載内容（各特別支援学校の <u>所在地</u> を含む）のうち、令和6年度生徒募集計画策定に伴い、令和5年11月に生徒定員を変更したもの	

3 対象となる学校

学校名	現 在	改正後 (R6. 1. 1以降)
浜松視覚特別支援学校	浜松市 <u>中区</u>	浜松市 <u>中央区</u>
浜松聴覚特別支援学校		
浜松特別支援学校城北分校		
浜松特別支援学校	浜松市 <u>南区</u>	浜松市 <u>浜名区</u>
西部特別支援学校	浜松市 <u>北区</u>	
浜松みをつくし特別支援学校	浜松市 <u>浜北区</u>	
浜北特別支援学校	浜松市 <u>浜北区</u>	

※浜松市天竜区に所在する天竜特別支援学校は対象外

4 今後のスケジュール

12月20日 定例会にて議決

12月26日 県公報にて公表

静岡県立特別支援学校学則及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月 日

静岡県教育委員会教育長 池上重弘

静岡県教育委員会規則第 号

静岡県立特別支援学校学則及び静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

(静岡県立特別支援学校学則の一部改正)

第1条 静岡県立特別支援学校学則(平成19年静岡県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「浜松市中区」及び「浜松市南区」を「浜松市中央区」に改め、同表中「浜松市浜北区」を「浜松市浜名区」に改め、同表静岡県立西部特別支援学校の項中「浜松市北区」を「浜松市中央区」に改め、同表静岡県立浜松みをつくし特別支援学校の項中「浜松市北区」を「浜松市浜名区」に改める。

(静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則(令和5年静岡県教育委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「浜松市中区」及び「浜松市南区」を「浜松市中央区」に改め、同表中「浜松市浜北区」を「浜松市浜名区」に改め、同表静岡県立西部特別支援学校の項中「浜松市北区」を「浜松市中央区」に改め、同表静岡県立浜松みをつくし特別支援学校の項中「浜松市北区」を「浜松市浜名区」に改める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(参考資料)

新 旧 対 照 表

静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の
一部を改正する規則

新 旧 対

規則名 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（令和5年静岡県教育委員会規則第10号）

改 正 前

第2条

別表第1（第5条関係）

名称	対象	位置	部	学科	高等部生徒定員			
					第1学年	第2学年	第3学年	計
静岡県立沼津視覚特別支援学校	視覚障害	沼津市米山町6-20	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立静岡視覚特別支援学校	視覚障害	静岡市駿河区曲金五丁目3-30	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松視覚特別支援学校	視覚障害	浜松市 中区 葵西五丁目9-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通 保健医療	8 16	8 16	8 16	24 48
静岡県立沼津聴覚特別支援学校	聴覚障害	沼津市泉町4-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	生産応用 特進技能	8 8	8 8	8 8	24 24
静岡県立静岡聴覚特別支援学校	聴覚障害	静岡市駿河区中村町251	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松聴覚特別支援学校	聴覚障害	浜松市 中区 幸三丁目25-1	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立東部特別支援学校	肢体不自由	伊豆の国市寺家246-1	小学部 中学部 高等部	普通	15	24	21	60
伊東分校	知的障害	伊東市岡1270-1	小学部 中学部					
伊豆高原分校	知的障害	伊東市吉田748-1	高等部	普通	24	24	21	69
静岡県立伊豆の国特別支援学校	知的障害	伊豆の国市寺家235	小学部 中学部 高等部	普通	21	21	21	63
伊豆下田分校	知的障害	下田市五丁目3-1	小学部 中学部					
伊豆松崎分校	知的障害	賀茂郡松崎町桜田188	高等部	普通	12	9	9	30

照 表

改 正 後

第2条

別表第1 (第5条関係)

名称	対象	位置	部	学科	高等部生徒定員			
					第1 学年	第2 学年	第3 学年	計
静岡県立沼津 視覚特別支援 学校	視覚障害	沼津市米山町6 -20	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立静岡 視覚特別支援 学校	視覚障害	静岡市駿河区曲 金五丁目3-30	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松 視覚特別支援 学校	視覚障害	浜松市中央区葵 西五丁目9-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普 通 保健医療	8 16	8 16	8 16	24 48
静岡県立沼津 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	沼津市泉町4-1	幼稚部 小学部 中学部 高等部	生産応用 特進技能	8 8	8 8	8 8	24 24
静岡県立静岡 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	静岡市駿河区中 村町251	幼稚部 小学部 中学部					
静岡県立浜松 聴覚特別支援 学校	聴覚障害	浜松市中央区幸 三丁目25-1	幼稚部 小学部 中学校					
静岡県立東部 特別支援学校	肢体不自由	伊豆の国市寺家 246-1	小学部 中学部 高等部	普 通	15	24	21	60
伊東分校	知的障害	伊東市岡1270-1	小学部 中学部					
伊豆高原分校	知的障害	伊東市吉田748 -1	高等部	普 通	24	24	21	69
静岡県立伊豆の国 特別支援学校	知的障害	伊豆の国市寺家 235	小学部 中学部 高等部	普 通	21	21	21	63
伊豆下田分校	知的障害	下田市五丁目3 -1	小学部 中学部					
伊豆松崎分校	知的障害	賀茂郡松崎町桜 田188	高等部	普 通	12	9	9	30

新 旧 対

規則名 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（令和5年静岡県教育委員会規則第10号）

改 正 前												
静岡県立御殿場特別支援学校	知的障害	御殿場市神山 1553-3	小学部 中学部 高等部	普 通	24	24	33	81				
					16			16				
静岡県立沼津特別支援学校	知的障害	沼津市大塚823 -1	小学部 中学部 高等部	普 通	30	30	39	99				
					伊豆田方分校	田方郡函南町塚本961	高等部	普 通	18	18	18	54
					愛鷹分校	沼津市岡一色875	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立富士特別支援学校	知的障害	富士市大淵3773 -1	小学部 中学部 高等部	普 通	45	45	45	135				
					富士宮分校	富士宮市宮北町233	高等部	普 通	27	27	27	81
					富士東分校	富士市今泉2921	高等部	普 通	18	18		36
静岡県立清水特別支援学校	知的障害	静岡市清水区八坂東一丁目16-1	小学部 中学部 高等部	普 通	39	30	48	117				
静岡県立静岡南部特別支援学校	肢体不自由	静岡市駿河区曲金五丁目3-30	小学部 中学部									
静岡県立静岡北特別支援学校	知的障害	静岡市葵区漆山796	小学部 中学部 高等部	普 通	66	48	93	207				
					南の丘分校	静岡市駿河区有東三丁目4-17	高等部	普 通	27	27	18	72
静岡県立中央特別支援学校	肢体不自由	静岡市葵区漆山777	小学部 中学部 高等部	普 通	18	30	30	78				
静岡県立藤枝特別支援学校	知的障害	藤枝市前島2281 -1	小学部 中学部 高等部	普 通	39	51	51	141				
					焼津分校	焼津市焼津五丁目5-2	高等部	普 通	18	18	18	54
静岡県立吉田特別支援学校	知的障害	榛原郡吉田町片岡2130	小学部 中学部 高等部	普 通	21	33	33	87				
静岡県立掛川特別支援学校	知的障害	掛川市杉谷南一丁目1-2	小学部 中学部 高等部	普 通	36	24	33	93				
					御前崎分校	御前崎市池新田2907-1	高等部	普 通	18	18	18	54

照 表

改 正 後								
静岡県立御殿場特別支援学校	知的障害	御殿場市神山1553-3	小学部 中学部 高等部	普通	24	24	33	81
	小山分校	駿東郡小山町竹之下369	高等部	普通	16			16
静岡県立沼津特別支援学校	知的障害	沼津市大塚823-1	小学部 中学部 高等部	普通	30	30	39	99
	伊豆田方分校	田方郡函南町塚本961	高等部	普通	18	18	18	54
	愛鷹分校	沼津市岡一色875	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立富士特別支援学校	知的障害	富士市大淵3773-1	小学部 中学部 高等部	普通	45	45	45	135
	富士宮分校	富士宮市宮北町233	高等部	普通	27	27	27	81
	富士東分校	富士市今泉2921	高等部	普通	18	18		36
静岡県立清水特別支援学校	知的障害	静岡市清水区八坂東一丁目16-1	小学部 中学部 高等部	普通	39	30	48	117
静岡県立静岡南部特別支援学校	肢体不自由	静岡市駿河区曲金五丁目3-30	小学部 中学部					
静岡県立静岡北特別支援学校	知的障害	静岡市葵区漆山796	小学部 中学部 高等部	普通	66	48	93	207
	南の丘分校	静岡市駿河区有東三丁目4-17	高等部	普通	27	27	18	72
静岡県立中央特別支援学校	肢体不自由	静岡市葵区漆山777	小学部 中学部 高等部	普通	18	30	30	78
静岡県立藤枝特別支援学校	知的障害	藤枝市前島2281-1	小学部 中学部 高等部	普通	39	51	51	141
	焼津分校	焼津市焼津五丁目5-2	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立吉田特別支援学校	知的障害	榛原郡吉田町片岡2130	小学部 中学部 高等部	普通	21	33	33	87
静岡県立掛川特別支援学校	知的障害	掛川市杉谷南一丁目1-2	小学部 中学部 高等部	普通	36	24	33	93
	御前崎分校	御前崎市池新田2907-1	高等部	普通	18	18	18	54

新 旧 対

規則名 静岡県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（令和5年静岡県教育委員会規則第10号）

改 正 前								
静岡県立袋井特別支援学校	知的障害	袋井市高尾2753-1	小学部 中学部 高等部	普通	42	51	42	135
	磐田見付分校	磐田市見付2031-2	高等部	普通	18	18	18	54
静岡県立浜北特別支援学校	知的障害	浜松市 浜北区 西中瀬二丁目3-1	小学部 中学部 高等部	普通	54	33	42	129
静岡県立天竜特別支援学校	病弱	浜松市天竜区渡ヶ島201-2	小学部 中学部 高等部	普通	21	12	18	51
静岡県立浜松特別支援学校	知的障害	浜松市 南区 江之島町1266-2	小学部 中学部 高等部	普通	39	57	48	144
	磐田分校	磐田市西貝塚3577-1	小学部 中学部					
	城北分校	浜松市 中区 住吉五丁目16-1	高等部	普通	27	18	18	63
静岡県立西部特別支援学校	肢体不自由	浜松市 北区 根洗町597-1	小学部 中学部 高等部	普通	24	18	24	66
静岡県立浜松みをつくし特別支援学校	知的障害	浜松市 北区 細江町広岡1	小学部 中学部 高等部	普通	27	48	48	123
静岡県立浜名特別支援学校	知的障害	湖西市新居町浜名1855-71	小学部 中学部 高等部	普通	24	18	33	75

照 表

改 正 後

静岡県立袋井 特別支援学校	知的障害	袋井市高尾2753 -1	小学部 中学部 高等部	普通	42	51	42	135
	磐田見付分校	知的障害	磐田市見付2031 -2	高等部	普通	18	18	18
静岡県立浜北 特別支援学校	知的障害	浜松市 浜名区 西 中瀬二丁目3-1	小学部 中学部 高等部	普通	54	33	42	129
静岡県立天竜 特別支援学校	病弱	浜松市天竜区渡 ヶ島201-2	小学部 中学部 高等部	普通	21	12	18	51
静岡県立浜松 特別支援学校	知的障害	浜松市 中央区 江 之島町1266-2	小学部 中学部 高等部	普通	39	57	48	144
	磐田分校	知的障害	磐田市西貝塚 3577-1	小学部 中学部				
	城北分校	知的障害	浜松市 中央区 住 吉五丁目16-1	高等部	普通	27	18	18
静岡県立西部 特別支援学校	肢体不自由	浜松市 中央区 根 洗町597-1	小学部 中学部 高等部	普通	24	18	24	66
静岡県立浜松みを つくし特別支援学 校	知的障害	浜松市 浜名区 細 江町広岡1	小学部 中学部 高等部	普通	27	48	48	123
静岡県立浜名 特別支援学校	知的障害	湖西市新居町 浜名1855-71	小学部 中学部 高等部	普通	24	18	33	75

第18回定例会 報告事項

番号	項 目	Page
報告 事項 1	令和 6 年度当初予算部局調整案の概要	P1
配付 報告 1	監査結果に関する報告	P4
<非> 報告 事項 2	令和 6 年度静岡県公立学校教員採用試験 1 次選考筆記試験 における採点誤りとその対応	非

(件名)

令和 6 年度当初予算部局調整案の概要

(財務課)

<分析別>

(単位：千円)

区 分	令和 5 年度当初予算			令和 6 年度当初予算 部 局 調 整 案			比 較 増 減		伸率 (%) E/A	
	A	比率 (%)	一般財源 B	C	比率 (%)	一般財源 D	E (C-A)	一般財源 D-B		
人 件 費	167,430,000	83.6	134,020,625	179,854,820	82.1	140,935,555	12,424,820	6,914,930	7.4	
事 業 費	32,792,765	16.4	13,116,840	39,151,540	17.9	15,439,454	6,358,775	2,322,614	19.4	
教育費	行政費	10,138,894	5.1	7,804,496	11,186,314	5.1	8,935,286	1,047,420	1,130,790	10.3
	維持費 補修費	2,216,119	1.1	893,657	2,219,021	1.0	1,013,203	2,902	119,546	0.1
	国庫費 奨励費	6,766,795	3.4	784,547	6,832,531	3.1	860,005	65,736	75,458	1.0
	県費 奨励費	239,418	0.1	146,973	229,738	0.1	139,507	△ 9,680	△ 7,466	△ 4.0
	積立金	33,560	0.0	13,256	40,000	0.0	12,790	6,440	△ 466	19.2
	各部公共	178,000	0.1	172,935	835,864	0.4	93,671	657,864	△ 79,264	369.6
	単独事業	12,773,979	6.4	3,284,642	17,362,072	7.9	4,368,658	4,588,093	1,084,016	35.9
	うち施設整備 関連	12,053,000	6.0	2,903,192	16,196,836	7.4	3,877,832	4,143,836	974,640	34.4
	調査費	16,000	0.0	16,000	16,000	0.0	16,000	0	0	—
災害対策費	補助現年災	400,000	0.2	334	400,000	0.2	334	0	0	—
	単独現年災	30,000	0.0	0	30,000	0.0	0	0	0	—
合 計	200,222,765	100.0	147,137,465	219,006,360	100.0	156,375,009	18,783,595	9,237,544	9.4	
人件費、災害対策 費及び施設整備 関連を除く事業費	20,309,765	—	10,213,314	22,524,704	—	11,561,288	2,214,939	1,347,974	10.9	

令和6年度当初予算主要事業調

部局名 教育委員会

(単位:千円)

事業名	() 現計 R5当初 予算額	令和6年度当初予算 部局調整案		令和6年度当初予算部局調整案の内容
		歳出額	うち県負担額	
1 スクール・サポート・スタッフ配置関連事業費	556,700	570,000	383,000	公立学校の教員等の負担軽減を図るため、事務作業等を行うスタッフを配置する。
2 児童・生徒支援充実関連事業費	513,537	513,000	343,000	いじめ、貧困、ヤングケアラー等の多様な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を配置し個々の児童・生徒に応じてきめ細かく支援する。
3 外国人児童・生徒支援関連事業費	38,706	35,000	23,000	外国人児童・生徒が等しく学べる教育環境を整備するため、学校生活の相談員やキャリア形成の支援員等を配置する。
4 県立学校医療的ケア児就学支援事業費	109,700	104,000	66,000	医療的ケア児の教育機会の保障や保護者の負担軽減のため、通学及び在校時の訪問看護師による支援を行う。
5 演劇教育導入推進事業費	62,000	90,000	90,000	清水南高等学校芸術科への演劇専攻の設置に向け、舞台芸術装置などの整備を行う。 ・導入予定 令和6年度
6 国際バカロレア教育導入推進事業費	93,600	148,000	148,000	探究的学習を特色とする国際バカロレア教育の県立高校への導入に向けた準備を進める。 ・導入予定 令和8年度 ・導入校 ふじのくに国際高等学校
7 県立学校等長寿命化事業費	9,348,000	精査中	精査中	教育環境の向上を図るため、老朽化した県立学校の建替えや長寿命化改修等を計画的に行う。

令和6年度当初予算主要事業調

部局名 教育委員会

(単位:千円)

事業名	() 現計 R5当初 予算額	令和6年度当初予算 部局調整案		令和6年度当初予算部局調整案の内容
		歳出額	うち県負担額	
8 県立学校等施設整備事業費	2,705,000	精査中	精査中	教育環境の向上を図るため、県立学校の整備を計画的に進める。 ・志榛地区新構想高等学校 ・静岡地区新特別支援学校 ほか
9 県立学校施設魅力向上事業費	45,400	475,000	475,000	県立高等学校の魅力向上のため、トイレの洋式化等を進める。 ・11校15棟(工事) ・全体計画事業費 約30億円(21校30棟)
10 部活動指導関連事業費	165,321	204,000	162,000	部活動の充実した指導の実現や教職員の多忙化の解消を図るため、部活動指導員やスポーツエキスパートの活用を促進する。
11 中学校の持続可能な部活動推進事業費	28,100	58,000	0	公立中学校等の生徒にとって望ましい持続可能な部活動と学校の働き方改革を実現するため、地域移行体制の構築を推進する。
12 県立中央図書館資料充実関連事業費	100,000	100,000	99,000	県立中央図書館の図書、逐次刊行物、電子書籍等の充実を図るとともに、新図書館開館に向けて児童書などを計画的に購入する。
13 新県立中央図書館整備事業費	154,900	精査中	精査中	東静岡駅南口県有地への県立中央図書館整備を進める。

監査結果に関する報告

(財務課)

令和 5 年度第 3 回の監査結果

1 指摘等事項の概要

令和 5 年12月11日に、今年度第 3 回目の監査結果の報告があった。

今回は、令和 5 年 6 月14日から11月16日までに実施した県立学校等39所属の定期監査（書面監査）の報告で、教育委員会については、3件の注意が付された。

(1) 定期監査

<注意 3 件>

監査箇所	指 摘 事 項 等	
沼津西高等学校	件名	生徒の個人情報に記載された資料の紛失
	内容	沼津西高等学校は、修学旅行中に生徒の個人情報に記載された資料を紛失した。
掛川工業高等学校	件名	生徒への不適切な言動
	内容	掛川工業高等学校の教諭は、令和 4 年 8 月から令和 5 年 4 月にかけて、野球部の活動中に、部員生徒に対し、不適切な言動を日常的に繰り返し、生徒 1 人が心身の不調を訴えた。
浜松湖南高等学校	件名	生徒等の個人情報が記録された U S B メモリーの紛失
	内容	浜松湖南高等学校は、サッカー部父母の会から預かった生徒等の個人情報が記録された U S B メモリーを紛失した。

2 今後の対応

今回の監査結果に対する措置状況について、令和 6 年 3 月 8 日までに監査委員へ報告する。

監査第 50 号 - 2
令和 5 年 12 月 11 日

静岡県教育委員会教育長
池上重弘様

静岡県監査委員 森 裕

静岡県監査委員 渡邊芳文

静岡県監査委員 竹内良訓

静岡県監査委員 四本康久

監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 9 項の規定に基づき、令和 5 年 6 月 14 日から令和 5 年 11 月 16 日までに実施した監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

第1 監査の概要

令和5年6月14日から11月16日までに実施した出先機関に係る監査である。

出先機関に対しては、静岡県監査委員監査基準に基づき、財務監査及び行政監査を実施した。財務監査は、収入及び支出の状況（非常勤職員報酬、職員手当、普通旅費、需用費、役務費、委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補償、補填及び賠償金、備品購入費、補助金の状況等）並びに財産管理の状況に重点を置いて、行政監査は、重点的に実施している事業の実績や成果、課題などに重点を置いて実施した。財務監査及び行政監査は、法令に適合し適正に行われているか、経済的、効率的かつ効果的に実施されているか、県の組織及び運営が合理的であるかなどの視点から、定期監査として実施した。

第2 定期監査（出先機関）の結果

1 監査結果がある機関（監査結果の概要は別表のとおり、）

(1) 沼津西高等学校

ア 監査実施日 令和5年10月27日

イ 監査結果

(7) 行政監査 注意 生徒の個人情報に記載された資料の紛失

(2) 掛川工業高等学校

ア 監査実施日 令和5年11月16日

イ 監査結果

(7) 行政監査 注意 生徒への不適切な言動

(3) 浜松湖南高等学校

ア 監査実施日 令和5年11月16日

イ 監査結果

(7) 行政監査 注意 生徒等の個人情報が記録されたUSBメモリーの紛失

2 監査結果がない機関

(1) 静東教育事務所（監査実施日 令和5年11月16日）

(2) 総合教育センター（監査実施日 令和5年9月15日）

(3) 御殿場高等学校（監査実施日 令和5年10月27日）

(4) 御殿場南高等学校（監査実施日 令和5年10月27日）

(5) 小山高等学校（監査実施日 令和5年10月27日）

(6) 沼津城北高等学校（監査実施日 令和5年11月16日）

(7) 沼津商業高等学校（監査実施日 令和5年11月16日）

(8) 吉原工業高等学校（監査実施日 令和5年11月16日）

(9) 富士東高等学校（監査実施日 令和5年11月16日）

(10) 富士宮東高等学校（監査実施日 令和5年11月16日）

(11) 富士宮北高等学校（監査実施日 令和5年11月16日）

(12) 富士宮西高等学校（監査実施日 令和5年10月27日）

- (13) 富岳館高等学校 (監査実施日 令和5年11月16日)
- (14) 静岡東高等学校 (監査実施日 令和5年10月27日)
- (15) 駿河総合高等学校 (監査実施日 令和5年9月5日)
- (16) 科学技術高等学校 (監査実施日 令和5年10月19日)
- (17) 静岡中央高等学校 (監査実施日 令和5年10月27日)
- (18) 金谷高等学校 (監査実施日 令和5年11月16日)
- (19) 川根高等学校 (監査実施日 令和5年10月27日)
- (20) 榛原高等学校 (監査実施日 令和5年10月13日)
- (21) 相良高等学校 (監査実施日 令和5年10月13日)
- (22) 池新田高等学校 (監査実施日 令和5年6月14日)
- (23) 遠江総合高等学校 (監査実施日 令和5年11月16日)
- (24) 磐田南高等学校 (監査実施日 令和5年11月16日)
- (25) 磐田北高等学校 (監査実施日 令和5年11月16日)
- (26) 磐田西高等学校 (監査実施日 令和5年10月27日)
- (27) 浜松南高等学校 (監査実施日 令和5年11月16日)
- (28) 浜松工業高等学校 (監査実施日 令和5年11月16日)
- (29) 浜松視覚特別支援学校 (監査実施日 令和5年9月20日)
- (30) 御殿場特別支援学校 (監査実施日 令和5年10月27日)
- (31) 富士特別支援学校 (監査実施日 令和5年11月16日)
- (32) 袋井特別支援学校 (監査実施日 令和5年10月27日)
- (33) 浜松特別支援学校 (監査実施日 令和5年9月20日)
- (34) 浜名特別支援学校 (監査実施日 令和5年11月16日)
- (35) 静岡南部特別支援学校 (監査実施日 令和5年10月19日)
- (36) 天竜特別支援学校 (監査実施日 令和5年10月27日)

(別表) 監査結果の概要

監査箇所	区分	概要	
沼津西高等学校	注意	件名	生徒の個人情報が記載された資料の紛失
		内容	沼津西高等学校は、修学旅行中に生徒の個人情報が記載された資料を紛失した。
掛川工業高等学校	注意	件名	生徒への不適切な言動
		内容	掛川工業高等学校の教諭は、令和4年8月から令和5年4月にかけて、野球部の活動中に、部員生徒に対し、不適切な言動を日常的に繰り返し、生徒1人が心身の不調を訴えた。
浜松湖南高等学校	注意	件名	生徒等の個人情報が記録されたUSBメモリーの紛失
		内容	浜松湖南高等学校は、サッカー部父母の会から預かった生徒等の個人情報が記録されたUSBメモリーを紛失した。

令和6年度静岡県公立学校教員採用試験第1次選考筆記試験における採点誤りとその対応

(義務教育課)

1 概要

令和5年12月14日(木)、一般の方から公開用解答についての指摘があり、確認したところ、誤りであることが判明した。また、改めて採点したところ、合否に影響のある受験者がいることが判明した。

2 当該教科及び問題等

【中学校・数学 筆記試験】

9) 次の図は、ある中学校3年生(3学級)の50m走の記録を、学級ごと箱ひげ図で表したものである。どの学級の生徒数も同じ32人として、次の問いに答えなさい。

(1) A組の中央値と四分位範囲を求めなさい。

(2) この3つの箱ひげ図から読み取れるものとして必ず正しいものを次のア～カの中からすべて選び、記号で答えなさい。

ア 最も記録がよい(速い)生徒がいる学級はB組である。
 イ 範囲が最も小さい学級はC組である。
 ウ 平均値で比べるとA組よりB組の方が記録がよい。
 エ C組は7.3秒から8.4秒の間に16人いる。
 オ B組の生徒数の4分の1が6秒台である。
 カ A組とB組において、7.7秒から8.0秒の人数は同じである。

Class	Min	Q1	Median	Q3	Max
A	7.2	7.3	7.7	8.4	8.5
B	7.0	7.1	7.3	7.7	8.0
C	7.3	7.4	7.7	8.0	8.4

問題番号9(2)箱ひげ図から読み取れるものとして必ず正しいものを選択する問題について、正解を選択肢「ア、イ」とするところ、誤って選択肢「ア、イ、エ」を正解としていた。

【誤】ア、イ、エ
【正】ア、イ

3 合否に影響を受けている受験者の人数等

第1次試験 2名(本来合格となるべき受験者)
その他、補欠順位に変更あり

4 対応

正答の変更に伴い、本来第1次試験合格となったはずの受験者2名を対象に、第2次試験(面接試験)を実施する。第2次試験の合格水準に達していた場合、合格とする。